

平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社 北 川 鉄 工 所
代 表 者 名 代表取締役社長 北川 祐治
(コード: 6317 東証第1部)
問 合 せ 先 取締役 執行役員
経営管理本部長 佐藤 靖
(TEL : 0847-45-4560)

**当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の非更新（廃止）
および定款の一部変更に関するお知らせ**

当社は、本日開催の当社取締役会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を更新せず、これを廃止すること、および平成 29 年 6 月 23 日開催予定の第 107 期定時株主総会（以下、「本総会」といいます。）に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の非更新（廃止）

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、平成 20 年 6 月 27 日開催の当社第 98 期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入し、直近では平成 26 年 6 月 24 日開催の当社第 104 期定時株主総会の決議により更新しております（以下「本プラン」といいます。）が、その有効期限は本総会終結時までとなっております。当社は、この度、本プランの有効期限を迎えるにあたり、買収防衛策を巡る金融商品取引法の整備、およびコーポレートガバナンス・コード等の浸透など本プランの導入時と外部の環境変化を注視したところ、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を進めていく上で本プランを継続する意義が相対的に低下しているものとの判断に至りました。このような状況を踏まえ、当社は本日開催の取締役会において、本プランの有効期限の満了の時をもって、本プランを更新せず、これを廃止することを決議いたしました。

なお、当社は、本プランの廃止後も、当社株式の大規模買付行為を行おうとするものに対しては、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様への検討のための時間と情報の確保に努める等、金融商品取引法、会社法およびその他関連法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいりますとともに、引き続き企業価値および株主共同の利益の確保および向上に努めてまいります。

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の目的

本プランを、有効期限満了をもって更新せず廃止することといたしましたので、定款第 20 条を削除し、第 21 条以下を繰り上げるものであります。

(2) 定款変更の内容

定款変更の内容は、次のとおりです。

(下線部は変更箇所を示す)

現行定款	変更案
第1条～第19条 (条文省略)	第1条～第19条 (現行どおり)
<u>(株主総会決議事項)</u>	(削 除)
<u>第20条 株主総会においては、法令または本定款に別段の定めのある事項をその決議により定めるほか、当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)の導入、変更、継続および廃止に関する決議を行なうことができる。</u>	
第21条～第45条 (条文省略)	第20条～第44条 (現行どおり)

(3) 日程

- ①定款変更のための株主総会開催日
- ②定款変更の効力発生日

平成29年6月23日
平成29年6月23日

以上